



発言者	発言要旨
-----	------

事務局	<p>【教育部長あいさつ】</p> <p>【副会長あいさつ】</p> <p>【議事】</p> <p>議事に入ります前に、本日の出席委員は6名であり、委員の過半数を超えておりますので、丸亀市附属機関設置条例第1条中別表の規定により、本委員会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事に移ります。この後の議事につきましては、同規則第7条第1項の規定により「会議は、会長が議長となる」とあり、第6条に「副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する」とありますので、本日は副会長に議事の進行を進めていただきたいと思います。</p>
議長	<p>それでは審議を始めます。まず本日の会議録署名委員ですが、増田委員、小西委員にお願いしたいと思いますよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>【了承】</p> <p>本日の会議の公開・非公開については「公開」としたいと思いますよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>【了承】</p> <p>では、本日の会議は「公開」といたします。</p> <p>議事（1）石垣復旧工事について報告をお願いします。</p>
事務局	<p>資料1 グラウンドアンカー工法の採用をご覧ください。まず、先程お配りしている写真の全景を見ていただきますと、一番上に黒い四角い物が11個見えると思います。これが一段目のグラウンドアンカーの施工が終わった写真です。</p> <p>資料に沿って説明します。この本格工事に当たりましては、最長で5年間斜面を安定させる必要があります。また施工途中に出現した埋没石垣を現状で保護する必要もありますし、更には他にも地中遺構がでてくるかもしれません。斜面の切り土工の着手にはこれら全てをクリアした状態で着手しなければならず、そのために色々な調査、検討をしております。</p> <p>【1.ボーリング調査】斜面の切り取る角度を決定するため、土の性質を見極める調査と試験を崩落現場の三ヶ所でボーリング調査を行った位置を示しています。</p> <p>【2.掘削斜面の安定検討の諸条件】左側にボーリングや試験から求められる地盤の強度や、</p>

	<p>土の重量などの物性値を示しています。右側は地震時の水平震度、上載荷重、水位設定、必要安全率などを設定し、これらをすべて用いて解析を行ったところです。</p> <p>【3.三の丸の掘削斜面の安定検討】まず、三の丸単体での斜面の安定検討と、もう一つは三の丸と本丸の複合体を併せての斜面検討をしています。まず左側、切土角度を1:1.0、45度で斜面を切った場合の検討です。右側が切土角度1:1.2、角度は約40度の勾配の検討です。Fsという数字、1.0が目標の安全率であり、全てに渡って1.0を下回っていますので、何も補強なしで斜面を切ることができないという事が見て取れます。</p> <p>【4.グラウンドアンカー工】斜面の安定度を増す工法は色々ありますが、丸亀城のこの現場では、急勾配まで対応ができ、また工事の時の振動が少ない、埋没石垣への臨機応変の対応ができ、加えて、まだあるかもしれない地中遺構を比較的破壊しないなどを考慮をして、補強対策としてグラウンドアンカーを採用しました。このグラウンドアンカー工はアンカーを硬い岩盤に打ち込み、その引っ張り抵抗を利用して受圧版を固定し、斜面の安定度を向上させるものです。先ほど写真で見ていただいた、黒い四角いものが受圧版です。</p> <p>【5.三の丸石垣の検討】具体的にまず三の丸石垣の検討を行い、補強工法をグラウンドアンカーと決定したので、各階層での個別検討に移りました。右の断面図、こちらも三の丸単体と、三の丸と本丸の複合体各々で斜面の安定検討に移りました。上の段が何もしない無対策、下がアンカーで補強をしたものとなっており、アンカーで補強することにより目標の安全率1.05をこらうじて上回る数字が出ています。これにより安全性は保たれるという事になります。この断面検討を石垣のどの部分も崩れないようにあらゆる面で検討した結果、作成されたのが左側のグラウンドアンカー工の設置平面図です。47ヶ所の設置を考えております。</p> <p>【6.三の丸石垣・標準断面図】平面図の所に1本線がありますが、その線で切った断面図です。埋没石垣への影響を最小限にするため、一段目、二段目とも45度よりも急な角度で切り、グラウンドアンカーで斜面を押さえるというような図面が見て取れるかと思えます。</p> <p>【7.帯曲輪石垣の検討】三の丸石垣にグラウンドアンカーが設置された状態が前提になりますが、その状態で、帯曲輪石垣で検討を行ったものです。左上が帯曲輪で何もしない場合、右下が帯曲輪にもアンカーで補強した場合の安全率を検討しています。無対策は0.910と1.05を下回っているの、何か補強しないといけない、という事でグラウンドアンカーの対策をすることにしました。この断面検討で石垣のどの部分も崩れないようにしてあらゆる断面で検討した結果です。この後、担当より平面的にどのようにグラウンドアンカーが設置されたかというのは工事の報告の方でさせていただきます。</p> <p>【8.帯曲輪石垣・標準断面図】先程の三の丸と一緒にです。下の方を緩やかな勾配にすることにより、全体的にグラウンドアンカーの総本数を少なくしています。</p>
議長	<p>ありがとうございました。今までのところでご質問等ありませんか。</p>
委員	<p>3で三の丸と本丸を含む滑りについての説明をされましたが、5以下で本丸を含んでというデータが無いように思えるのですが。</p>

事務局	<p>3で三の丸と本丸を含めて安定計算をしています。その状態を基に、次は三の丸以上は安定しているという事的前提下で帯曲輪の検討に入ったという事で、5の検討については本丸が入っていない検討という事になります。</p>
委員	<p>3を見ると本丸を含む方が、安定係数が小さいですね。だから三の丸だけをやればいいのかという事が疑問です。</p>
事務局	<p>3ではまず、三の丸を掘削するときに三の丸よりも上のところはすべて安定させないと三の丸だけを考えてはいけない、本丸まで一緒に考えています。</p>
委員	<p>5は本丸まで含めた計算はしなくていいのですか。</p>
事務局	<p>そうですね。5は帯曲輪と思って答えましたが、三の丸石垣の検討をしているので間違っておりました。おっしゃるように三の丸の検討の図面の中に3で検討している様に、本丸の検討が必要な図面が必要であるという事ですが、実はこの資料では割愛していますが、本丸と三の丸をきちんと持つというような検討の図面がこの後ろにあります。この図面の中にやはり本丸の分を載せて持ちますというようなものをこの資料の方に載せておく方が適切だったと思います。</p>
委員	<p>3と対応する形で5を作っていただくと理解ができるかと。</p>
事務局	<p>これはそのように対応した資料を作成し、後日送付させていただきます。</p>
委員	<p>どの断面もそうですが、石垣が描かれていませんよね。このグラウンドアンカーの打った外側に石垣が来るのですよね。</p>
事務局	<p>はい、そうです。崩れた状態です。</p>
委員	<p>これで盛土の部分を安定させることは分かったが、この前に来る石垣がどうなるのかなと。その図面があった方がいいと思うのですが。</p>
事務局	<p>三の丸と帯曲輪の斜面をどう切るかということをもとに検討をしているので、改めて石垣を積むときには石垣が安定するような計算をして石垣を積みますが、切土面を検討するときには石垣が現在、ありませんので、この図面の所に崩れる前の石垣をのせたり、崩れて面の所に散乱している状態なので、どちらも図面には載せず、どのように切るかというものだけでこの図面を作りました。</p>
委員	<p>例えば6の断面図をみると、盛土の部分が安定させることができるというのが分かるが、前</p>

	<p>に来る石垣がどうなるのか、石垣と盛土とはどのように固定するかこの図を見ただけでは分からないです。</p>
事務局	<p>これが途中経過の図面で、石垣の復旧はまだ検討途中で、石垣がこの盛土とどういう状態にしたらいいか、どういう施工をしたら一体となるのかは現在検討中であるので、その図面はまだお見せすることができない状態です。</p>
委員	<p>石垣を最終的にどうするかというのが一番の問題なのでそれを含めた検討をもうされているのかと思っていたので、また石垣については考えていないという事ですか。</p>
事務局	<p>石垣はまだ三の丸の今の写真を見ていただけたら分かるのですが、約 43m ですから、9 m くらいしか工事が進んでいない。ですから今、切りながら根石がどうなっているとか、元の石垣がどのようになっているのか調査している段階ですので、石垣の復旧の図面までにはかかれていないのが現状です。</p>
委員	<p>(資料4)工程表でみると石垣復旧基本設計業務が今年度 10 月から始まるとなっている。</p>
事務局	<p>そのように発注をかける準備をしています。</p>
委員	<p>資料6までの説明が途中ですが、もう少し説明してもらえますか。</p>
事務局	<p>【資料2】から説明します。前回の委員会の時に現場で見ていただいた埋没石垣の経過説明をします。前回見ていただいて、埋没石垣は極力残すという事で進めていきましたが、3月9日にクラックが斜面部から見付き、それを取り除かないと危ないという事で、除去のために地山掘削をし、遺構検出をしていく図面が3ページ以降になります。3ページ上の写真にありますように、掘削をしていましたら、埋没石垣1と2の間にかかなりの栗石層が出てきて、ここに水が流れこんできているのではないかとというのが調査の結果分かりました。3ページ下の写真は東からみた埋没石垣1と2の検出した状況になります。4ページが石垣の出たところの平面図になります。埋没石垣1が三の丸坤櫓台の石垣、埋没石垣2に関してはまだ今のところ用途が分かっていません。6ページの写真、埋没石垣1はクラックの状況により掘削断面が広がり解体を余儀なくされました。7月31日の段階から8月21日に上の段を外し、8月24日には今現在あるような状態で石垣の解体をしているような状況です。また埋没石垣2は上の危険箇所の石垣は外しましたが、6ページのような状況で今のところは残す予定ということで工事の方を進めています。</p>
事務局	<p>【資料3】三の丸斜面のクラック対処策報告書の説明をします。 丸亀城管理室と石垣復旧専門部会の共同で報告書を作りました。1、2ページ、3月9日に斜面の掘削途中にクラックを発見しました。これを受け、クラックの動きが無いことを確認し</p>

	<p>たうえ、3月23日と4月2日に専門部会の委員、香川県、鹿島建設と立会いまして部分的に試掘を行いクラックの特徴や発生原因、対処方針などの検討を行いました。3、4ページ、当日検討、協議を行ったときの文化財系の委員と土木系の委員、鹿島建設の皆さんの意見をまとめたものです。これらの意見を踏まえ、4ページの中段、「埋没石垣を可能な限り現在の場所に存置する」という方針を変更して、「残せるものは必ず残す」という目標のもと、不安定となる埋没石垣の撤去を前提に、撤去する個数を最小限にして事業を進めるという方針を確認しました。4ページ下、クラックの特徴は6点ほどありますが、現時点では発生時期の特定には至っていない状況です。5ページ、クラックの発生原因としては、今回の崩落後のものとは考えられず、過去の崩落時に盛土内部にテンション（引っ張り力）が作用し、クラックが発生したものではないかと考えています。6ページ、4.クラック対処方針の事前整理については割愛しますが、事前整理をしたうえで9ページのまとめということになりました。これまで、先ほど申し上げたように「埋没石垣を可能な限り現地に残す」という方針で進めていましたが、今回の三の丸斜面に出現したクラックによりその方針を変更せざるをこととなりました。工事としては、安全で確実な施工方法としてクラックの全面の土を取り除く方法しかないという結論に至りましたが、残せる埋没石垣は必ず残すという方針は変わっておらず、万全な記録保存の意向調査を実施する方針となっております。今後撤去せざるを得なくなった埋没石垣については見学会などを開催し、市民への丁寧な説明も行っていきたいと思っています。</p>
委員	<p>確認ですが、少しは残せたのですか。</p>
事務局	<p>【資料2】6、7ページの写真で分かるように、埋没石垣2に関しては、現状はこの写真の通りに残します。</p>
委員	<p>7ページの下的一段残っているのは残すという事ですか。</p>
事務局	<p>いまのところ、ここは残します。</p>
委員	<p>資料を通して番号を打ってもらわないと分かりにくい。</p>
委員	<p>出てきた石垣は、可能な限り残すという話があったが、現場で聞いた時も、江戸期に失敗して埋めたのかもしれないので、今後直すときに斜面の安定性に問題があるなら除きますよと意見を言った。出てきたものが遺構だからといって、方針変更でなくて、今後将来的な斜面安定に問題があるものは除くというのは最初から基本方針であったはず。方針変更ではなく、今後の斜面安定に問題があるものは除くという当初の方針通りだと理解しています。ここに当初の基本方針を変更して除くとしたと書かずに、基本方針通り今後の斜面安定に危険なものについては取り除くとした方がいいと思う。</p>
議長	<p>「変更した」とはどこに書いていますか。</p>

委員	9ページの1～3行目に書いていますね。4ページの写真の下の所にも。
事務局	この時は基本的には頑張って残せるものは残そうと考え方だった。
委員	残すけれども現場で復旧工事に当たって危険なものは取り除くと言われていたので。変更ではなくて調査の結果危険であると分かったので方針通り除くという感じではないですか。
議長	必要なところは文言を修正してください。
委員	世の中に発表されるので。
事務局	元々の分が、クラックが発生するまではグラウンドアンカーを採用するのは極端に言えば余程のことがない限り、できるだけ埋没石垣は残すという。できる限りというのは文化財側から言われたのはできる限りというのはほぼ100%残して欲しいというのが当時は条件でした。だから、そうだけでも実は方針を変更せざるを得なくなったというのがこのクラックの発生で取らざるを得なくなったという事で方針を変更したということになりました。
委員	今までの現場で説明してきたことがそのように総括されていたのかと思うと意外だなと思うので。今回の方針について異議はないですが。
委員	グラウンドアンカーは最初から考えていたのですよね。
事務局	できる事なら何も盛土の中に異物を入れなくて普通にいければと思っていたが。
委員	斜面安定が第一ですよという話はしてきた。
委員	最初から全てできるならば、と入っていつているのですよね。
委員	基本方針の変更ではないと思うのですよ。
委員	残せと言っても残せる状況にない場合は仕方がないが、その時は最善の策として残せるものは残すとなり、その次は全部だめと三段階です。我々は。今回は最初から残せるものは残すということで、今回の決定ですね、最初の方針と一緒に考えますね。
議長	委員の理解としてはそういう事なのだが、委員の理解と事務局側の理解が違っていた。そのあたりのところ、表現の仕方を少し検討してもらった方がいいのではないかなと思います。委員会としてはそういうことで先に進みたいと思いますがよろしいでしょうか。

事務局	<p>丸亀城石垣復旧整備事業・工程表をご覧ください。こちらに今年度の事業、業務委託、工事毎に工程を書いています。上の段が令和元年度から繰り越している事業で、下は令和2年度の事業になります。一番上、丸亀城崩落石材回収に伴う実施設計業務と丸亀城帯曲輪石垣解体に伴う実施設計業務は7月末に完了しています。説明が遅れましたが、工程の線が二本引いてあります。上が黒線、下の赤線、または緑線がひいてあります。黒線が令和2年2月末現在に予定していた工程、下段が現在の見通しの工程になっています。丸亀城三の丸斜面安定等に伴う写真測量業務は赤線9月末に終了する予定です。黄色部分、丸亀城三の丸斜面安定等工事は、9月末に完了する予定です。令和2年度の事業の業務委託は三の丸石垣の石材調査委託は今年度中に終了する予定です。丸亀城崩落石材及び帯曲輪石垣石材調査業務、丸亀城帯曲輪石垣解体に伴う写真測量業務は今年度中に終わる予定でしたが、6か月ほど遅れまして、令和3年9月末に終了する見通しとなっています。これについては下の黄色部分の工事、丸亀城三の丸斜面安定等工事（その2）は8月末に完了する予定でしたが、6か月ほど遅れまして2月末となります。それに伴い、丸亀城帯曲輪石垣解体等工事は9月議会で議決を受け令和3年9月末に完了する予定となっています。</p>
委員	<p>緑線の現時点での赤線との違いは何ですか。</p>
事務局	<p>赤線はすでに契約済みです。緑線はこれから契約になります。石垣の解体回収に伴い、石材調査作業も同時に行いますので同じように6か月程度遅れる見込みとなっています。6か月遅れる見通しとなった理由としまして、グラウンドアンカーの工事を採用しましたが、クラックの出現によりグラウンドアンカーの設計が必要になり、同時期にコロナウイルスが発生し、請負業者の設計部門が在宅勤務になり設計業務がスローダウンになったこと、請負業者の会社自体がコロナウイルスの影響で2週間程度休業に入ったこと、現場が狭く、埋没石垣やクラックもあり、グラウンドアンカーの施工と石垣解体に伴う掘削、解体業務が同時に行うことができなかったこと、グラウンドアンカーの1本当たりの施工に思ったより時間が掛かったというところで複合的に原因がありますが、そのようなところで6か月遅れる見通しとなっています。業務委託の4段目、丸亀城崩落メカニズム解析に伴う地形測量業務は7月に終わっています。丸亀城崩落メカニズム解析は12月末までに終了する予定です。丸亀城石垣崩落復旧に伴う地質調査業務その2は今年度終了予定です。また、先ほど、図面に復旧後の盛土や石垣が描かれていないということでしたが、丸亀城石垣復旧基本設計業務、帯曲輪石垣復旧実施設計業務の中でどのように復旧していくか決めていくこととなります。こちらについては今年度、また、令和3年度に完了する予定となっています。丸亀城石垣復旧仮設ヤード設置工事は廃工としていますが、これは解体や復旧に仮設ヤードを設置し、その上にクレーンなどを乗せて解体復旧をしようと最初は決めていたが、工期の短縮などもあり、作らなくても解体復旧が進められると、クレーンを2台使うとか、仮設道路を使って車を走らせ解体復旧を進めていくことも可能ですので廃工といたしました。これから議決をして本契約をするので帯曲輪石垣解体等工事についてはこの後詳しく説明させていただきます。</p>



議長	<p>時間がだいぶ押していますので、簡潔にお願いします。</p>
事務局	<p>丸亀城帯曲輪石垣解体等工事について説明します。【資料5】1ページ、平面図を示していますが、赤色の部分が工事の対象範囲になります。主な工事内容としては引き出し線で示している様に図面の左側、石垣解体工（帯曲輪西）部分、築石 63 m<sup>2</sup>、角石 5 石。右側、石垣解体工（帯曲輪南）部分、築石 21 m<sup>2</sup>。（えぼし部分）築石 318 m<sup>2</sup>、角石 26 石。崩落石材回収工 2,585 石、掘削工 7,500 m<sup>3</sup>、グラウンドアンカー工の打設が 62 本、法面保護工 1,629 m<sup>2</sup>となっています。2ページ、平面図のA-Aの断面図を示したものです。赤色部分が工事の対象範囲です。海拔 34m～24m については石垣解体工、崩落石材の回収、掘削、法面整形をし、グラウンドアンカーを打設します。また、24m より下は2割以上の緩やかな勾配となることからグラウンドアンカーの打設はございませんが、海拔 34m から 19m については豪雨による斜面の浸食防止のためモルタルによる法面保護を施工します。工事の概要については以上になります。</p>
事務局	<p>【資料6】三の丸坤櫓跡及び帯曲輪発掘調査成果、これは以前の発掘調査の成果です。今後帯曲輪の解体工事が進むにつれ注意すべき遺構ということで、例えば右下の帯曲輪南側の石垣修理工事をした時には中から埋没石垣が出てきているので、現況は崩れていてどうなっているか分からないので、解体の時に確認していきその状況により保護を決めていくという事を検討しています。また、肝になるのが三の丸坤櫓の下、平面図の黒く塗っている部分の前に石垣があります。写真が右側下から2番目と左側上から2番目になります。坤櫓を取り囲むように基礎を補強するための石垣が見つかっています。これも崩落と同時に滑っているのでこれについても外しながら調査をし、記録をとりながら現状を確認していくという事で今回資料を添付させていただいています。</p>
議長	<p>いくつか報告していただきました。ご質問あればお願いします。</p>
事務局	<p>(なし)</p> <p>続きまして議事2の報告をします。保全事業として前回の委員会でも見ていただいたと思いますが、石垣崩落後、新たに石垣の確認をしたところ、資料1、整備基本備計画で修理を予定していた以外にもオからクの石垣について、き損が見られるので追加で保全をしていく必要があるかと考えています。</p> <p>本年度はオの三の丸北側を対象に国庫補助事業をする予定にしています。資料2を見てください。石垣のはらみ出しやき損が見られるので、ピンク部分に関しては立面図や断面図の作成、縦横断面図の作成をします。また、石垣の健全化、雨水排水を適切にする必要があるので平面図の作成という事で 3,384.5 m<sup>2</sup>の平面測量をします。先ほど言いました石垣の立面と縦横断は次の資料3.4.5に添付しているところこのようなところの立面と縦横断を切る予定に</p>

	しています。
議長	質問があればお願いします。
委員	今回問題になっているアのところ以外にも、オ.カ.キ.クの4か所危険なところがあるという事が分かり、そのうちのオの部分についての今年度から作業を開始するという事ですか。
事務局	はい。
委員	それ以外のところはどうするのですか。
事務局	それ以外のところはオが済んだら順次進めていく予定です。基本計画での修理予定もあるのでそれにあわせて危険度の高いところから優先で実施していきます。
委員	オについては、今年度は写真測量ですか。
事務局	写真測量と弾性波探査というのを行います。これは基礎地盤の状況確認です。地震波の振動を出して、その振動の伝わり方で地盤の状況が盛土であるとか、どこに岩盤があるとかを確認し、地盤がしっかりしている状況かどうかの確認を合わせて行います。
委員	まだ始めていないのですか。
事務局	はい、測量の方は月曜日に入札になります。弾性波はまだです。
議長	よろしいですか。次、議題3をお願いします。
事務局	<p>議題3 丸亀城天守耐震対策専門部会について説明いたします。</p> <p>丸亀城天守耐震対策ということで令和元年度から事業進めております。その耐震対策で専門的な意見を聴取するため、丸亀市史跡丸亀城跡調査整備委員会に部会として「丸亀城天守耐震対策専門部会」を設置いたしたいということで審議の方をお願いしたいと思います。設置規約案としては2・3ページにつけてあります。組織としては新たに3名の学識経験者を特別委員として委嘱し、従前の委員1名を含めた4名で部会を構成して丸亀城天守耐震対策事業終了までを任期に部会で審議したいと思っています。部会の構成者の名簿ですが、名古屋工業大学の麓先生、関西地盤環境研究センターの西形先生、香川大学創造工学部の山中先生、宮本先生の4人をお願いしたいと思います。所掌事務として、丸亀城天守耐震対策事業に関する事についてお願いしたいと思います。現在の、天守耐震対策の状況は令和元年度に天守構造調査、地盤調査、構造診断を行いまして、今年度に天守構造検討、石垣構造調査、石垣地盤調査、石垣構造検討をしまして、令和3年度に補強案の作成、報告書作成というスケジュールになっ</p>

	<p>ています。この部会の設置規約及びメンバーについてご承認いただければと思います。よろしくお願ひします。</p>
委員	<p>天守部会を設置したいという事ですが、これは天守の建物だけではなく、下の石垣も含めて安全性を検討するという事ですよ。建物の耐震なら分かるのだが、石垣も含めた耐震診断という事ですよ。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員	<p>令和元年度からやってきた中で専門部会が必要だということで今年度から部会を立ち上げるという事ですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員	<p>既に立ち上がっているのですか。</p>
事務局	<p>いいえ、まだです。ご承認いただいてからになります。</p>
委員	<p>設置規約の第2条で(1)丸亀城天守耐震対策事業に関する事、(2)その他整備委員が必要と認めることとあるが、この委員会で石垣の方もやってほしいと言えばやってくれるという事ですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員	<p>メンバーを見ると、麓さんは建築なので建物のこと、山中さんや西形さんは建物というより専門が下の石垣の方でしょう。それをもう少しはっきり書いておいた方がいいのでは。所掌事務の所にでも。</p>
委員	<p>耐震対策は地盤も入りますよね。建築だけでなく当然基礎も。</p>
委員	<p>建造物と石垣と地盤も含めたものなる。</p>
委員	<p>令和2年度の所に地盤調査（ボーリング調査）石垣構造検討とあるので。</p>
委員	<p>例えば、部会の名簿の所に専門性とか書いておけばいいのかなと。宮本先生は木造建造物の専門家で建築の先生です。文化財の建築の建造物の耐震性に関して解析も実験もされている先生です。</p>

委員	設置目的に丸亀城天守耐震診断においてとありますが、天守というのはエリアという意味ですか。それとも個々の遺構とか質問に出ている建造物か石垣とか盛土とかではなく、そういうものを全部まとめた地域、地区ですか。
事務局	天守自身は建物で、ただ耐震対策なので、それは天守だけでなくその下の石垣も含めてという形になります。
委員	下の事業予定の令和2年度の所に天守構造検討、石垣構造調査、石垣地盤調査、石垣構造検討とあるので地盤と石垣が調査されるということです。それを所掌事務のところに明記するかどうかという事ですよ。
議長	それも検討してください。これだと建物だけ行うように取られます。実際は地盤や石垣も含めて検討するという事だったのでそのように明記する方が分かりやすいと思います。
委員	地震は建造物だけに起きるわけではないので。
事務局	わかりました。
委員	耐震対策事業の中身として、上の建物と下の地盤が入るという風にきちんと明記するという事ですね。
議長	議題3まで終わったので、休憩にします。  【休憩】
議長	議事4 保存活用計画の策定について説明をお願いします。
事務局	まず初めに、午後から丸亀市の関係各課の職員に来ていただいていますので簡単に挨拶をお願いします。  【各課職員あいさつ】
事務局	議題4 保存活用計画の策定について説明します。 これまでの経緯ですが、令和元年9月27日に第1回の整備委員会を開催し、目次案検討をしました。令和2年2月22日に第2回を開催し、本質的価値等の明示について協議しました。令和2年5月20日に保存活用計画策定庁内会議ということで庁内協議を行いました。令和2年7月14日に文化庁山下調査官に現地視察と指導を頂いています。 今後のスケジュールについては、本日、史跡丸亀城跡調査整備委員会、通算3回目になりま

	<p>す会議を開催しております。9月～10月に今回頂いた意見の修正案を作成し、委員の皆様を送付して意見聴取し、それをもとに再度修正したもので11月に丸亀城調査整備委員会を開催します。そこで審議・修正を行い、12月に庁内手続、令和3年1月～2月にパブリックコメントを実施し、意見を聴取して修正が終わりましたら2月に整備委員会を開催し、3月末に保存活用計画の完成というスケジュールで策定を考えています。</p> <p>本日の審議の資料としまして、先立って1～9章までの資料を送付させていただきました。本日10章と5章の文章をまとめたものを追加で添付させていただいております。</p>
委員	<p>そもそも、調査整備委員会の中で保存活用計画をするというのはどこかで書いてあるのですか。</p>
事務局	<p>それについては、第1章の1ページ、委員会の設置と経緯のところでは書いています。</p>
委員	<p>書いているが、整備委員会の要綱、所掌事務の中に保存活用計画を扱うと書いてあるのですね。普通、保存活用計画はこのような調査整備委員会とは別に組織してやることが多いが、ここはそうでなくて整備委員会で保存活用計画をするのであれば、それは謳っていた方がいいと思う。</p>
事務局	<p>4ページの別表1に担任する事務という事で史跡丸亀城跡保存整備の基本計画及び総合的な整備計画の策定に必要な事項についての調査及び審議に関する事項とあります。</p>
委員	<p>これは整備計画で保存活用計画とは書いていないです。</p>
県	<p>実際、文化庁とも話をして、分けて保存活用計画用の委員会を作るところが多いと聞いていますが、整備委員会がある場合は、整備委員会で議論していただくことが可能だということなので、丸亀市さんもそうですし。</p>
委員	<p>それはいいのだが、ここにきちんと謳っていた方がいいのではと。担任する事務に。整備計画は書いてあるが、保存活用計画は書いていない。保存活用計画は史跡にとっては憲法みたいな重要な計画なので。それをきちんと位置付けておかないと、保存活用計画ができてから、次に整備計画ですよ。そこだけ直した方がいいのではないかなと。</p>
委員	<p>丸亀城跡調査整備委員会の設置要綱と書いてあるそこに保存活用計画の審議も行うという一文を入れると。</p>
委員	<p>多分、保存活用計画は今年度で終わってしまうので臨時の仕事として、途中に入ってきたので普通、保存活用計画は、委員会は別に立ち上げた方がいいと思う。その方がすっきりする。</p>

委員	そこははっきりこの委員会でやりますと。保存活用計画の中で1ページの一番下に本計画は、下記の「史跡丸亀城跡調査整備委員会」委員による審議を行いとある。ここでもいいが位置づけをはっきりと明文化した方がいい。
事務局	快天山古墳の整備計画を作った時も、国と相談して、
委員	やるのはいいのだけど、そこをきちんと。例えば4ページの第3項で去年、委員委嘱というのはどのような委嘱を受けたのですか。調査整備委員会の委員を委嘱されたのですか、保存活用計画の委員でなくて。
事務局	そうです。
委員	調査整備委員会の中の一つの議題だからという話ですね。
委員	保存活用計画はもう少し上の計画なのできちんと本来は位置付けた方がいいのではと思いました。
委員	1ページの一番下に本計画は、下記の「史跡丸亀城跡調査整備委員会」委員8名による審議を行いではなく、整備委員会の下で保存活用計画の審議をすとか、そういう書き方がいいのではないのでしょうか。
委員	議事録を残すために、この場で、本委員会で活用計画書についての審議することを改めて確認したと締めておけば良いと思います。
議長	議事録に残してもらいましょう。
委員	保存活用計画は印刷して市民の皆さんに見せるのですよね。その時に1ページの一番下の一行でいいのかなと。やはり保存活用計画はどういうところで審議したという文言として書いていた方がいい。委員会だけにするならそれでいいのだが、世の中に公表される資料としては誤解が無いような形にきちんとやっているなと理解していただけるような表現方法がいいと思います。
事務局	「史跡丸亀城跡調査整備委員会」委員8名による審議を行い、作成を行った。では明確ではないのでしょうか。
事務局	1回目の令和元年9月27日の時に、そもそもこれを立ち上げたときに議事録とかにどのように、多分何も確認せずに決まっていなと思う。その辺はどうなのでしょう。つまり保存

	活用計画の最初にこの場で議論した時にいきなり、やりますという話で始まっている訳ではないはず。
委員	私はその日に欠席していたので。
事務局	その時は委員会の立ち上げについて、整備委員会をそのまま持ってきていいという話だったので、そのままの状況でやります、みたいな形で審議がそのまま進んでいったと思います。
事務局	1回目の時にここでご議論いただくことは決めている訳ですよ。もしその時に確認しているのであれば、この会でやるというのは1回目に確認したという事を議事録として確認すればいいですかね。
委員	委員会の設置と書いてあるが、設置ではない。整備委員はすでに設置されていて、保存活用計画はその委員会で審議することになったということですよ。
事務局	はい、そうです。
委員	9月27日の審議の通りここに書いたらいいのではないですか。経過だから。保存活用計画については調査整備委員会で審議し検討することになったと。
委員	保存活用計画という委員会、名前は無いのですよね。
委員	保存活用計画検討委員というのは無いです。
委員	どんな風にやったかという、整備委員会がやったと。
委員	第3節は委員会の設置と経緯ではなくて、保存活用計画の検討と経緯とかいうタイトルになりますね。 あわせて、2ページの委員の肩書を教授から名誉教授に訂正してください。
事務局	訂正します。
委員	所属の書き方のバランスがものすごく悪いので、統一してください。
事務局	はい。
委員	所属 SETOUTI の TI を CHI に訂正してください。

事務局	はい。失礼しました。
議長	また気が付いたところはいつでも言っていただければ。本題の方に入りましょうか。説明をお願いします。
事務局	<p>文章を作ることに時間が掛かり、編集ができておりませんので、図版や写真は、今日は別冊子にしています。表に関しては本文中に入れてしまっているところがあり、見にくくなっていることはお詫び申し上げます。また、1～5章までの図版と写真の作成を行っていますが、5章のゾーンニング図に番号、写真を添付する予定ですが、作成中でゾーンニングの図面だけになっていることもお詫び申し上げます。また6章以降は図版や写真などは未完成になっています。</p> <p>今回限られた時間でありますので、まず一番肝になります、4章の丸亀城の本質的価値、5章の現状と課題を重点的に審議していただき、それにあわせて今後この保存計画を完成していく上での6章の大綱についても先に審議していただき、時間があれば1～3章の不備や気づいたところをご報告いただけたらと思います。誤字脱字もあると思いますが、再度こちらで確認をして責任をもって訂正をさせていただきたいと思っておりますので、できましたら4章の方からの審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	35 ページからですね。
委員	5章の図とかはまだまとまっていないのですね。今日の資料の中では。
事務局	図の方は、構成要素というのに関しては、図18からこのような形でゾーンニングしましたというものと、こちらの方も本質的価値を構成する要素からその他のとか先ほどのゾーンニングの状況ごとにはこのようなものがありますということで表はまとめています。これにあと、写真を付けています。
委員	第5章を検討対象にしているが、検討するための図などが資料の中に無いのですか。
委員	図と表と写真、3冊別綴じがあります。
委員	では、検討できるということですね。
事務局	それでは説明します。第4章は肝となります丸亀城の本質的価値について明示しております。丸亀城の本質的価値ということですが、まず、1.備讃瀬戸並びに讃岐国の政治拠点（近世城郭）としての価値、2.視認性と防御性の極めて高い軍事的拠点としての価値、3.江戸時代最高水準と言える石垣構築技術としての価値、4.建造物と構造物が一体となっておりなす歴史空間としての価値の4点を挙げさせてもらっています。



議長	いかがでしょうか。
委員	文化庁が、指定説明と合うようにと、常に言っているが大丈夫でしょうか。
事務局	29 ページの第2項に指定説明とその範囲ということで指定理由書を掲げています。これについても石垣のこと、政治的なもの、方形状に掘をめぐらしていること、建物について等大体指定にある項目を基にこのような形で書かせてもらっています。
委員	本質的価値の中には建造物は含まれないのですか。
事務局	建物として4番目に書いています。
委員	指定説明でいくと、政治拠点みたいなものが出てこないですが、それを一番に書くのですか。もちろん、そういう役割があると思うが、一番目はお城の構造ですよね、史跡として指定された理由というのは。
委員	史跡指定説明は文化財としての価値です。だけど丸亀城の本質的価値は文化財の価値だけではない。歴史やここに書いてもらっている軍事的、情勢的、経済的な感じや市民生活の歴史性とかそういうものも明らかにするという面もあるでしょう。
委員	緑としての価値、観光資源としての価値などが全然ここには出てこないが、いいのでしょうか。
事務局	それは次の関連する諸要素の方に入ってきます。
委員	文化財として政治的、軍事的拠点とかいうのはいいのですが、順番が一番目は政治的拠点、二番目は軍事的拠点と書いてあるが、一番最初に山城が…と指定説明に書いているようなことが来るものではないのかなと。
委員	本質的価値とはどういうことかという、そこから出発する必要があるのでは。
委員	史跡丸亀城跡なので、文化財の史跡として指定された理由がまず一番ですよね。
委員	それは本質的価値のうちの一つですか。全てですか。
委員	どこまで本質的価値に持っていくかというのがこの計画で書いていくという事で、まさに今後検討する内容であるということだと思います。

委員	<p>事務局としては、原案を作る時になぜこの1番にここの政治的拠点というものを設けられたのか。逆にその文章を作られた方の意図があったのかなど。遺跡としての価値よりももう少し、より強調したいところがあるとしたらお聞きできたらと思います。</p>
委員	<p>文化財的価値というのは、軍事的とか市民生活とかそのような、当時のものを明示するということです。それは明示する価値が文化財的価値だと思う。</p>
委員	<p>全国色々な本質的価値の並べ方があるが、今おっしゃった一番というのは、政治的価値というよりも、むしろそのお城の歴史性、29ページに国史跡になった時の指定理由が書いてありますが、政治的拠点というよりもそのお城歴史そのものを最初に謳うというのは実は多いと思います。それから具体的に縄張りや眺望、だんだん遺構に入って行って、三番目に石垣を持ってきて、最後に建造物を含めた歴史空間、史跡と建造物が一体となった歴史空間というのはそれなりにストーリーはあると私は思っています。ただ、都市文化的な拠点や緑の自然のあるようなものを本質的価値に含めるお城も実はあります。それだと本質的ではなく、派生する観光拠点や文化的拠点というのを本質的なものとは外してやるお城もあるので議論したらいいとは思いますが。</p> <p>文化庁は、そこは指導していますか。そこは外せと。</p>
県	<p>現地指導の際に指定理由書の確認をしていただき、それに基づく本質的価値、ここに書いていただいている内容を示して、それについてはこういう形で進めて欲しいという形で指導いただいています。</p>
委員	<p>これで了解をとってもらっているのですか、でしたらそれを説明してください。この4点が文化庁からこれでいいと了解を貰っているのならそのような説明をしてください。</p>
委員	<p>文化財的価値ですよね。文化財の本質的価値をもっているという事ですね。</p>
委員	<p>細かいことですが、1番は主語が丸亀城となっているが、これは史跡の価値なので丸亀城跡と。例えば1番の最後、丸亀城跡は…という主語にならないと。このまま読んでいくと丸亀城が主語になっていて。</p>
委員	<p>丸亀城が主語である文もあるのですよね。</p>
委員	<p>文意はそれでいいと思うが、これはあくまで史跡の価値なので。そのように城と城跡という言葉の使い分けができていない。</p> <p>4番目の建造物と構造物というのも変ですね。対の言葉ではないですよ。多分文意は土地についたいわゆる史跡、遺構と建造物が一体となった歴史空間としての、いわゆるお城らしい</p>

	<p>景観に価値があるという事を言っているのだと思うが。</p>
委員	<p>この構造物とは何のことを言っているのですか。</p>
事務局	<p>石垣のことです。</p>
委員	<p>土塀などの文化財建造物と書いてある。石垣は書いていない。建物と土塀などの建造物。石垣の上のことですかね。</p>
委員	<p>遺構と建造物では駄目ですかね。</p>
委員	<p>普通、遺構というと建造物を含んだすべてを言います。</p>
委員	<p>対になる言葉が本当はふさわしいかと思うのですが。文化財的に言うと有形文化財である建造物と土地についての史跡。史跡という言葉が入ってくるとしたら遺構と限定した方がいいのかなど。書いていることはいいのだが、見出しが大事ですよ。</p>
委員	<p>3に石垣、4に建造物ですよ。</p>
委員	<p>3も石垣の構築技術と書いてあるが、技術というと、どちらかというと無形の遺産なので、構築技術に価値があるのではなくて遺構そのものに価値がある。</p>
委員	<p>これ、本当に最高水準といえる石垣なのですか。</p>
事務局	<p>そう思っています。</p>
委員	<p>それはちょっと書き直した方がいいと思います。</p>
委員	<p>29ページの指定理由書によるとあるが、月刊文化財の文章ではないのですね。</p>
事務局	<p>文化庁の方にも確認していただいたら、この内容で大丈夫でした。</p>
委員	<p>指定理由書をそのまま写しているでしょう。それだったら指定理由書を再掲とかで、指定理由書がいつ書かれたのかも書いて再掲にした方がいいのでは。</p>
委員	<p>告示が昭和三十一年と書いてあるので、その時のとは指定理由書は別なのですか。</p>
委員	<p>指定時における理由書を再掲したとかことが分かるように書いた方がいい。</p>

	<p>35 ページの1 番目に生駒、山崎、京極と出てくるが、それぞれの年代を入れてもらった方が分かりやすいと思う。ものすごく近接しているでしょう、京極まで。短い間にコロコロ変わっていてその京極以降は幕末まで続くわけでしょう。それが分かるように西暦をここに入れておいたらいいと思う。</p>
委員	<p>年号の話が出たが、本の中で和暦と西暦の書き方がバラバラでどちらかに統一するのですかね。例えば和暦の数字は感じで書くとか、江戸時代までは漢字で書くが、明治以降は算用数字にするとか。結構バラバラなので一回方針を決めて統一した方がいいですね。</p>
委員	<p>2 の横矢を効かせながら、と書いてあるが、これは普通の人には理解できないと思う。横矢って何ですかと。要は石垣が凸凹していて横からも攻撃できるような縄張りになっていますよということが言いたいのでしょう。これももう少し分かりやすく書いたらどうかと思いました。</p>
委員	<p>鉄壁の軍事要塞とか、文学的な表現が調所にあるなどと思いますが。</p>
委員	<p>この文章そのものが文化庁の調査官に見てもらっているのですか。</p>
県	<p>読んでもらって、細かいところをご指摘いただきましたけど。</p>
委員	<p>今ここで言っていたらそれだけで終わってしまうので、メールで送るなりしませんか。</p>
議長	<p>その方がいいと思うので、そうしましょうか。時間が限られているので。 第5章お願いします。</p>
事務局	<p>第5章 現状と課題を考えていくうえで、今回は丸亀城の歴史的な活用の仕方ということで今回A B C Dの4 区分のゾーニングを考えました。図 18、お城の中心となる部分で、山上曲輪群地区で本丸、二の丸、三の丸、帯曲輪があり、高石垣が重層し、天守などの建物があり、軍事的要塞と城主権力の象徴としての機能を担ったのがA地区、お城の斜面部に関してはB地区、下曲輪と呼ばれる山の下のところを玄関先に当たる大手地区、現存する大手門のところ。西側の御殿地区、藩主の御殿があった空間の敷地。搦め手と東側の地区という事でこの3 区分を下曲輪では分けました。D地区を内堀という事で4 つそれぞれの現状と課題という事を第2 節に書きました。このゾーニングについてこれで保存活用を考えていますのでこれについてのご意見を頂けたらと思います。</p>
議長	<p>ゾーニングについてのご意見をお願いします。</p>
委員	<p>E の史跡外、内堀があるのであれば、外堀も入れたらいいのではないかなと思います。地区</p>

	<p>名としてDが内堀とあるなら。外堀は今全部埋まっていますよね。将来的に一部分でも公有化できて整備することもあるかも知れないし、追加指定になるかもしれない。地区名としていれておいたらどうですか。</p>
事務局	<p>外堀・武家屋敷ですね。</p>
委員	<p>計画対象範囲にはEまで入れて、外堀より外に広がった黄色い部分も入るようにするのですか。</p>
事務局	<p>今のところ、外堀内で考えています。</p>
委員	<p>図 26 を見ると外もあるのかなと。計画対象範囲というのはやはり明記しておかないと。</p>
委員	<p>第 1 章に書いていなかったなので、計画対象範囲という項を入れてください。</p>
委員	<p>確認ですが外堀をE地区に入れるのですか。</p>
委員	<p>外堀までのところの武家屋敷跡がE地区です。</p>
事務局	<p>今ご指摘のあった第 2 節の 3 行の所に曖昧だが、外堀以内の武家屋敷地区というのをもう少し明確に分かるようにします。地図の中にも対象エリアを赤い点線に入れるとか、分かりやすくします。</p>
委員	<p>15 ページの所に必ず計画対象範囲という項を作ってください。</p>
事務局	<p>計画対象範囲というのは 1 ページ第 1 章第 2 節にあります。この辺が曖昧になっているので明確にします。外堀そのものもE地区に入るといことが分かるようにします。</p>
委員	<p>38～39 ページ第 1 項の 2.本質的価値を構成する諸要素の保存の全体のところ地区がアルファベットで書かれているが、Aができませんね。</p>
事務局	<p>本質的価値というのが、石垣とか建物とかお城の部分なので構成する要素として書いてあるので、</p>
委員	<p>天守はAに入るでしょう。</p>
委員	<p>Aは山上曲輪地区ですよ。そこは入れないといけないのでは。</p>

事務局	38 と 39 の間が飛んでいますね。
委員	A が一番大事なのでね。
委員	39 ページの下にはA がありますね。
事務局	A が抜けています。
委員	B の上にA の山上曲輪群地区というのを入れてください。
委員	図 18 ゾーンニング図で、内堀を含んでいるが、内堀が埋められてしまっているところはないのですか。
事務局	埋められているところはあります。西側のグラウンドのところですよ。
委員	そこは追加指定を考えないのですか。
事務局	内堀以内は全部国指定です。
委員	外側に追加指定を検討しているところがあるのだったら、それを図 18 に入れておいた方がいいと思います。
事務局	今現在内堀の外側は考えていない、現状のままで考えています。
委員	追加指定を考えていないのですね。
事務局	はい。
委員	それでいいのかどうかというのがね。
事務局	内堀でありながら指定地外があるのかないのかという事ですね。
事務局	ないですね。
委員	指定範囲が、内堀の外側のラインだという事ですね。
事務局	はい。

委員	図 26 は外堀と武家屋敷を一緒にすると言ったが、分けておいた方がいいのではないですか。外堀は外堀の地区にして。武家屋敷と一緒にではないので。
事務局	Eを武家屋敷そのまま残して、あと外堀で。
委員	そうですね。
事務局	外堀跡そのものをF地区として分離するという事ですね。
委員	はい。保存活用をするときにその方がいいです。
議長	他に何かお気づきの点はありませんか。
委員	29 ページの一番上に地番が書いてありますが、これの入った図面はありますか。
事務局	図 15 がそれになりますが、これは法務局の図面をそのまま持ってきてコピーしたものなのですが、指定されている地番と法務局の地図が合っていません。
委員	香川の文化財という解説書の改訂版を作っているが、他の所も地番と図面と面積とが違って、何が正しいか分からないというところもある。丸亀城は間違いはないと思うが、地番どおりいく話になると地番が変わったとか、あとでやるときに面積が違ふとかいう話もでてこないとは限らないので。この赤線のところで史跡の指定範囲だと思うが、そこがちゃんと確定できるような書類として整理してもらった方が後々いいと思いますのでよろしくお願いします。
委員	図 15 にも指定の境界線を入れた方がいいと思います。
委員	地番図と書いてあるので、本文の地番と合っていないと。
事務局	なかなかそこまでは。
委員	北側の 13 のところ 13 というのは指定の方にはないですよ。あと、無番地と書いていますよね。
事務局	ここの番号を書いていないところは全部無番地になります。
委員	史跡の境界杭というのは現地にあるのですか。
事務局	無いです。財務省と丸亀市の土地なので、公有地化は 100%なのですが、ただ境界も財務省

	と協議したことがあるが、ないでよねという事でそのまま終わっている。
委員	測量もしていないのですか。
事務局	していません。
委員	ほとんど国有地ですか。
事務局	国有地と市有地です。この枝番が付いているところが丸亀市の土地です。あとが国有地だが、山の上の石垣から上、天守を含めてなのですが、丸亀市の市有地だが法務局の図面には市所有と出てきていない。
委員	これ、こういう時の扱い、文化庁に一度聞いてみたらどうですか。
委員	所有者別の図は無いのですか。普通、保存活用計画には所有者別の、民有地が入っているものも含めて入れてあるが。
事務局	民有地がないので。
委員	市の土地があるのであればそれが分かるようなものが、できたらあった方がいいのではないかな。
委員	財務省と調整しなければいけないのは大変ですが。
事務局	実情と法務局の図面とが合っていないというのが課題です。
委員	でも要りますよね、そういう地図が。未解決なら未解決として表示しておくしかない。
事務局	はい。
委員	現時点で分かることはできるだけ網羅しておいた方がいいと思うので。
事務局	今現状の法務局以外の地番図以外にも所有が分かる図面を付けるという形で。
委員	法務局以外にもそのような図面があるのですか。
事務局	うちの方の土地の管理台帳があって、それには山の上はきちんと市の範囲と書いてある図面はある。



委員	法的な効果はもたないと思う。
事務局	持たないですね。
議長	他に何かお気づきの点があれば。
委員	5章の表を出してもらったが、これは、二つはダブる形ですよ。表の一方は要約してあるが。表しかつけない自治体もあるのだが。両方出すのですか。
事務局	初めは文章で作っていたが、分かりにくいかと思い急遽、表を作って付けさせてもらいました。
事務局	特につける予定ではなく、本日審議するために用意した方がいいかなど。本文につける予定ではないです。参考資料でつくりました。
委員	この項は、このあとの整備に繋がってくるので本当は表があると見やすいです。課題が結局、整備でどう解決するかという作り方になるので。確かに文章をみると見にくくて、表があると見やすい。
委員	今日は表を配ってもらったけれど、本文のどこかに入れるつもりはないのですか。
事務局	入れる予定はしていませんでした。
委員	内容としては本文に入りますよね。指定地外でも本質的価値を構成する要素というのは書いていくのですか。史跡丸亀城跡の本質的価値とそれを構成する要素であるというのが指定地外にも既にあるのですか。確認されていますか。
事務局	はい、外堀跡とか。
委員	それは本質的価値を構成する要素として今回挙げているのですよね。
委員	表 12 で挙げていますね。
委員	文章の方は。
委員	35、36 ページにありますね。

委員	指定地外を本質的価値に入れてしまったらそれを保全する手立ては持っていないわけでしょう。
委員	埋蔵文化財の扱いとして記録保存ですよ、現実的には。それが保存措置になる。本質的価値だけどそのような対応をしかできない。
委員	前にも外堀のところで追加指定の話がありましたよね。
事務局	一部、緑道公園のところでありました。
委員	結局、まとまらなかったのですよね。
事務局	ただ今回はこの活用計画でしょうということで入れています。
委員	外堀が確認できたらそこは追加指定を考えていくという事ですか。武家屋敷は考えないと。
事務局	武家屋敷は周知の埋蔵文化財包蔵地で対応する。
委員	外堀も殆ど民有地ですよ。
事務局	一部市有地があります。
委員	民有地については武家屋敷地区と同じにならざるを得ないで協力を求めていって、求められればそこは公有化して追加指定していくという方向ですよ。
委員	そういう文章にしていくわけですね。
事務局	外堀は出来るところからやっていって。
委員	教育委員会や都市計画の方に来ていただいているが、教育委員会だけに収まらない問題ですよ。市の内部で意思統一されていないと実際、追加指定をしようとなった時に内部で揉めるような気がします。丸亀城跡の保存活用計画だけでも市の内部で、全体でこれを決めるように進めていかないといけないと思います。
事務局	確かに外堀も今、県道になってしまっているところもあり、そういうところは対処が難しいかなと思います。
委員	外堀より内側の黄色部分も計画範囲に入るわけでしょう。文化財だけでいったら都市計画

	から色々あるので、市の都市開発からその計画との整合性を持っておかないといけないと思う。
委員	外堀のほとんどは道ですか。
事務局	北側と西側は道で南側と東側は住宅です。
委員	東側も道に沿っていますね。
事務局	道に沿っているが、道ではなく家です。
委員	道は全部、丸亀市有地ですか。
事務局	いいえ、県道です。
委員	公道だから大丈夫ですね。
委員	高度計画、このあたり入っていますか。
事務局	高度計画に関しては、第1章、13 ページ2行目、都市計画法による高度地区を指定するという事で、北側の商業地域に 25mの高さ規制、南東部は 15m、南西部は 10mの高さ制限となっている。
委員	計画区域の中に入っていますよね、図はありますか。
事務局	図は添付するのを忘れていました。
委員	図があった方が計画範囲としてはこのような都市計画があると分かるので。
委員	41 ページの3.日常的な維持管理で全体に、丸亀市文化財保存活用課を中心に関係部局や市民と、と書いていますが、市民は別項であるかなと思います。市民からの情報に関しては適切にという事で、別項目で挙げていただきたいと思います。市民は丸亀市の組織の中の一人としての位置づけとは違うと思う。あと、関係部局と書いてあるが、部局の名前を全部挙げていただきたい。さらに、作っていく必要があるとかかかれているが作っていないのかと思うので。そんなことないですよ。これは体制を早期に確立させる必要があるとか、もう少し踏み込んで書いて欲しい。
委員	保存の所ではなく、運営・体制のところ図解して書くべきところですね。

委員	<p>今回のことも考えると、災害に対する方法だとかは文化財保存活用課だけでは対応できないことも多々あると思います。現在でも丸亀市さんの中でも他部局の方も係わられていると思うので、それを、現状を踏まえて名前を挙げて書いた方がいいのではないかなと思います。市民はと、市民のことは別項目として市民からの情報共有で提供された情報に関するともいうような前振りの中で書いていただけませんか。</p>
議長	<p>ありがとうございます。よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>39 ページの 3.現状変更等でこれを現状変更に対してどうするというのは。</p>
委員	<p>現状変更等と書いてあるが、これだけの文章なのですか。</p>
委員	<p>こういうことについて見出しだけ書いているように読み取れるところがあるのだが、これは文章の完成形ではないですね。あと、41 ページの先ほど指摘のあった、3.日常的な維持管理は全体があって次Bとあるがこれでいいのですか。</p>
委員	<p>日常的な維持管理が必要なところがBだけでいいのかということですよ。</p>
委員	<p>戻りますが、先程の現状変更の所では建物の修理なんかもあるでしょう。それも入れないといけない。</p>
委員	<p>計画をしてゾーンニングをしますよね、その時に言われるままに本質的価値に係るような所の現状なり保護の話と都市公園的に使っているところでのイベント的なもの、植栽に関しても、その辺のゾーン分けした後で、このような課題があるとかそういう整理をしないで一括でこうすると全体をとらえて書いてしまうと誤解が生じる恐れがある。</p>
委員	<p>これはいくつかのお城の保存活用計画では、現状なので例えばこれまでどういう案件で現状変更が毎年何件くらいあったかというのを一覧表にまとめて、あるいは市で既に現状変更の対応でこのようなことがあればこうするみたいなものがあれば付けて。今まで現状でどのくらいの毎年現状変更があるのかが分からないので。そのようなデータはありますよね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員	<p>簡単にまとめるように。今までの対応でまずかったとか曖昧だったところを課題にして書いてもらえば。それで最後新しいのを作ると。</p>
事務局	<p>例えばその現状変更の年間の主なものを書くのか、何年度に限ってそれを書くのか。</p>

委員	<p>史跡内の中で毎年上がっている現状変更の分類をして、それが何件あったとか。いつから統計があるか分からないが。課題があれば次の課題のところで書いていけばいい。実際、毎年毎年ありますよね。</p>
委員	<p>4章で本質的価値をしたが、36ページの第2節でその他の価値に関わるものとあるが、その他の価値とは何か、結局曖昧なまま、何もここの中で規定されていなくて、別表11をみるとその他の価値と書いて、その中に本質的価値に関連する諸要素とか、要素はそれぞれ分類しているが、その他の価値が何なのかを書いていない。読んでいくと活用に関するような二段目は観光文化の拠点としての丸亀城の価値のような気がするし、次の環境に関する諸要素というのは都市の中にある緑のある公園としての価値があると思うし、もう一つよくあるのは、市民の精神文化の拠点、歴史アイデンティティを感じる場所としての価値というのをその他の価値とか派生する価値として書き込んでいるのが多いので、その他の価値がどのような価値なのか。</p>
委員	<p>混乱していると思うが、36ページの第2節を読んでいくと、史跡丸亀城跡は本質的価値に関わるものと、その他の価値に関わるものに大別し、その他の価値を構成する諸要素は本質的価値に関連する諸要素…本質的価値に関連する諸要素は、その他の価値を構成するのではなくて、本質的価値を構成するのですよね。本質的価値を構成する要素と本質的価値に関連する諸要素があり、その他の価値というのはその外側に行かないといけませんが、ここでは本質的価値に関連する諸要素はその他の価値にしてしまっているなのでこの文が矛盾している、違いますか。</p>
事務局	<p>ここの時の本質的価値というのは、基本的に江戸時代までと考えていたが、明治以降の軍隊の価値もやはり丸亀市の歴史なので、それに江戸時代ではないがその他のという事でこういう風にしました。</p>
委員	<p>本質的価値に関連するといえば、その他ではないですよね。</p>
委員	<p>文化庁的にはそれは分けて明示されています。おっしゃっているようにも解釈はできる。</p>
委員	<p>そのものではないということですね。</p>
事務局	<p>それでこのような形で分けさせてもらいました。</p>
委員	<p>このような文言を入れていた方が分かりやすいですか。保存活用がやり易い。</p>
事務局	<p>いずれにしても、表と本文のリンクの仕方のところでご指摘いただいたように、関連する要</p>

	<p>素とはどのようなものなのかというものを文章の中に入れながら、機械的なことでいうと、表と本文が対応するような形に整理をします。</p>
議長	<p>5章まで終わりとして、一度休憩します。</p> <p>【休憩】</p>
議長	<p>6章に入ります。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第6章 大綱・基本方針です。第1節 大綱に関しまして、特に文化庁の方からはキャッチフレーズを設けなさいというご指導があり、ここでは「未来でも歴史を体感できる丸亀城跡」という事で書かせてもらっています。これについては1.本質的価値の保存、及び継承、2.真実性（調査研究）に基づいた歴史を学ぶ場としての活用、3.市のシンボル、まちづくりの核、及び市民の憩いの場である史跡公園としての整備ということでテーマを掲げています。</p> <p>またそれに対する基本方針としては、第1項の保存の基本方針としましては、石垣の保存の為の措置を講じるという事で、き損の進む石垣に関しては保全を最優先、建造物については修繕・維持を基本とし、天守、大手門など来場者が中に入ることができるものについては耐震診断等建物の健全度を踏まえた保存方法を検討するようにしようとしています。</p> <p>また、第2項の活用の基本方針としては、石垣や建造物の本質的価値を来場者が肌で感じるができるよう、城内をくまなく移動できる導線計画、石垣を間近に見たりできるような見学をできるような活用を図りたいと考えています。</p> <p>第3項の整備の基本方針としましては、保存・活用の基本方針に基づき、来場者の安全と本質的価値の保存・顕在化、双方のバランスとれた整備を目指していきたいと考えています。</p> <p>第4項運営・体制の基本方針としては、お城の管理については4月からは文化財保存活用課に一元管理されましたので体制を維持し、発展していくとともに、まちづくりとしての政策に組み込めるよう市長部局との連携、ボランティアガイド、市民協働等の連携体制の構築を図っていききたいという事で今回の大綱・基本方針とさせていただきます。</p>
議長	<p>お気づきの点があればお願いします。</p>
委員	<p>第2節第1項の保存の基本方針の中に、計画的な調査研究によって価値を高めていくという、例えば53ページの第1節の中にも書いてあるが、保存の中にも調査研究というのは抜かしてはいけないので、単にあるものを守っていただくだけではなく、それを高めていくという事がないといけないと思います。</p>
事務局	<p>わかりました。</p>
委員	<p>キャッチフレーズをつけるという事だが、これは丸亀城跡のキャッチフレーズを作れとい</p>

	う事だったのですか。それとも保存活用計画のキャッチフレーズですか。
事務局	保存活用計画のキャッチフレーズだと考えています。
委員	丸亀城跡なのか保存活用計画のどちらかなと思って。未来でも、というのが要らないかなと。丸亀城跡なら歴史を体感できる丸亀城跡でいいし、保存活用計画の標語なら歴史を体感できる丸亀城跡を後世に伝えるとか、そういう事かなと思ったので。当事者の文化財保存活用課が決めるキャッチフレーズでいいのですが。あと市民のみなさんに理解していただけたいと思うのですが。
委員	未来と歴史が付け合わさって文法的に不自然ですね。先ほどの何につけたキャッチコピーにもよるのですが、計画を拝見して地元の学校で教育にも使ったり、市民の皆さんがこれを大事に受け継ぐことを強調されたいのだなと思いましたので、未来へつなぐとか受け継ぐにすれば語呂的には違和感がなくなるかもしれません。
事務局	ありがとうございます。
委員	未来へつなぐにしますか。歴史を体感できる丸亀城跡の方がすっきりしていると思うけど。
委員	主題は単純に歴史を体感できる丸亀城として、後に「市民とともに未来へつなぐ」と副題的にするとか。
議長	事務局にお任せします。 他に何かお気づきの点はありますか。
委員	第2節第1項、本質的価値である曲輪全体及び石垣の保存措置を講じるとあるが、曲輪全体というのは何をいっているのですか。
事務局	本丸、二の丸、三の丸、特に昨今の大雨とかの影響で排水体系がうまくいっておらず、き損しているという状況なので。
委員	曲輪全体と石垣は別物なのですか。
委員	丘陵全体の法面保護とかを含めているのではないですか。
事務局	基本、曲輪というと平場の平坦地をいうので。
委員	その周りに必ず石垣があるという事ですね。

事務局	そうです。
委員	平場を保存するためには、石垣がきちんとしていないといけませんよね。
事務局	本質的価値を構成する要素の保存で、あえて曲輪と石垣を強調した表現でこうなりました。
委員	今言われたような書き方なら、そうだなと。違和感のないような書き方でお願いします。
事務局	その辺りは工夫します。
委員	活用の基本方針が、史跡の本体を来場者がくまなく見学できて本質的価値に触れるというのは、その通りなのですが、その後の具体的な方法のところ、歴史資産としての活用とか地域資源としての学校教育、生涯学習というこの5項目が大事なポイントなのですが、いきなり具体的な方法で出てくるよりも基本方針の中で多方面の価値に活用できるように具体的な施策をとっていきみたいかなことを書いた方がいいのかなと思いました。
委員	後ろに対応するように、全部書く必要があるのかどうか別ですが。
事務局	項目で歴史遺産とか地域遺産とか学校教育とか生涯学習とかを挙げさせていたければと。
委員	保存活用計画の書き方が。基本方針の方で書けと、またこっちで具体的に書けと。章を超えて同じこと書いていかないといけないので分かりにくい。そのような章立てになっているのだから、読んでいて分かりやすく書いてもらえれば。
委員	51 ページの第2節基本方針第2項活用の基本方針の中で、城内をくまなく移動できと書いてあるが、くまなくに含まれる意味というのは、安全にバリアフリーというのが言いたいのですか。
事務局	そう言う訳ではないです。
委員	踏み込んでそこを書いたらどうですか。
委員	立ち入り制限を設けるとかはいいですか。
事務局	実際には石垣の危険箇所もありますので、くまなくという言葉だけでいうと矛盾がでます。ここも表現を工夫します。



委員	<p>むしろ整備の方でバリアフリーやユニバーサルデザインの整備をしていくとよく書いています。</p>
事務局	<p>理念的なことを書いて、みたいな形で整理させてください。</p>
議長	<p>では次、第7章お願いします。</p>
事務局	<p>第7章 保存（保存管理）の方向性と方法です。</p> <p>第1節は保存の方向性で、史跡の追加指定という事で旧城下町の一部まで含めた包括的な保護を図ることを目標とし、丸亀城跡を形づくる地域の自然環境・景観の保存も念頭におくということで進めています。</p> <p>また、第2節の方向については、先ほど言っていた調査・研究という事が第一あるので史跡指定地のみならず、城下町の周知の埋蔵文化財包蔵地にはなっていないが、調査・保護を図っていくという事を考えています。追加指定に関しましては、遺構が良好に遺存する個所を追加指定することができるのであればしていきたいと思います。第3項本質的価値を構成する諸要素の保存ということで、今後、地中にある遺構の確認と保存に努める。また整備に伴う施設の撤去や更新時にはそれらに配慮するとします。第4項き損箇所等の把握ということで、台風などの自然災害等によるき損やその恐れのある所は保全対策でしましたが、そのような形で把握、またそれに応じた防止対策を実施していくことを考えています。第5項日常的な維持管理は基本的に大規模な改変は行わないこととし、遺構の保存を最優先とし、また来場者の見学環境を良好とする維持管理を行うという事にしています。</p> <p>第3節現状変更等の基本方針及び取扱い基準としましては、文化庁にあります基本的な現状変更を一緒にここで書いています。ですから基本方針としてはここに書いてあります、本質的価値に対して重大な影響を与える行為については基本的には認めない。現状変更等の取扱いの基本方針を下記のとおりという事で、発掘調査については、保存、整備に関わるもの限り、必要最小限度の範囲にとどめる。保存整備については、遺構の保存を最優先とし、史跡の本質的価値の理解を高め、景観の保全に配慮したものに限る。石垣修理については、遺構の保存と利用者の安全に観点からやむを得ないものに限定し、必要最小限度の範囲にとどめる。地形改変については、現状維持を原則とし、史跡の保存、活用及び整備に必要なものに限る。植栽については、基本的には樹木の新たな植樹は認めないが、保存・整備上必要となる芝張りなどは認める。保存に影響のある木竹、危険木、整備に必要な支障木の伐採については行っていく。災害復旧については、災害による遺構の保全、及び被害拡大防止に必要な措置については認める、という事にしています。第2項取扱い基準、現状変状については国の基準をここに書いておまして、土石の採取等による土地の形状変更、樹木・樹林の伐根、建築物の新築・増改築・除去、工作物の設置・除去、史跡の発掘調査、史跡の状態を改善する保存管理事業、史跡の活用に伴う遺跡整備事業というのは、文化庁調査官による許可を必要とする。丸亀市の許可に関しては、文化財保護法の規定にあります、工作物の設置もしくは改修（設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る）、道路の舗装もしくは改修、史跡の管理に</p>

	<p>必要な施設（説明版、境界標、囲い柵等、その他の施設）の設置、改修又は除却、史跡の保存活用のための樹木・樹林の伐採等で、伐根を伴わないもの、史跡天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取などは市の許可で行うとなっております。現状変更等許可が不用な行為は非常災害のために必要な応急措置であったり、軽微な場合であるということでここでは、(1)維持の措置(2)非常災害のために必要な被害拡大防止措置(3)保存に及ぼす影響が軽微なものとしてそれぞれ書いています。</p> <p>また第4節丸亀城跡の本質的価値とそれを構成する諸要素（指定地外）に関しては、今後、周知の埋蔵文化財包蔵地として保護に努めていくという事を書かせていただいております。</p>
議長	お気づきの点があればお願いします。
委員	54 ページに、「7 植栽については、樹木の新たな植樹は認めない」とあるが、これは指定地域全域についてですか。
事務局	今のところそう考えています。
委員	平場の都市公園のところもあるが。
委員	芝だけは認めると書いてあるが。
委員	植樹がダメなら、お花見の為に千本桜をやるみたいなことも過去やってきたし、枯れたら補植でもしようかということもこれだったら基本出来なくなりますよね。ゾーンニングみたいなことをして、ここは植えないが、こういうところについては都市緑地としての機能が発達しそうなところは別ですよ、みたいな。
委員	あるいは、ここには原則として認めないと。その文言を入れておいたら。
委員	計画なのでゾーンニングして、やった方がいいような感じはするが。あと計画範囲がありますよね、一通り内側の武家屋敷も含めて。認めないというのはどの範囲ですか。指定区域内なのか計画範囲内なのか、そういったものも出てくるので。あとから見たときにこう書いていないかと言われないう、丁寧に書いた方がいいと思う。
事務局	指定区域内という事で考えていたので。
委員	新規の植栽は認めないというのを全部について書いてしまうのは、本当にそれでいいのかなど。でないと植え替える時にできないと突っぱねないといけない。管理していく当事者に確認したいということです。

委員	現状変更の取扱いなので、おっしゃった様に原則としてと、でいいと思いますが、この後整備の基本計画を作るときに必ず城跡全体の保全計画という項目があるので、例えば城跡全体がどういう植生、どのように将来作っていくのかというプロセスも大事だともう。そういう計画の中で、もしあれば、一回植えていいエリア、城跡の中で管理していこうと、ここは今、管理されていない竹やぶになっているから竹を少し定期的に切っていこうとかそういうのを整備の基本計画を必ず作らなければいけない。現状変更は原則として認めないというふうに。
事務局	原則としてと、入れたいと思います。
委員	その課題はどの城跡もあんまりきちんと作っていない。延岡城なんかは一冊ちゃんと植生の管理計画を作っている。それを是非丸亀でも行ってほしいと思います。
委員	55 ページの 2 行目、丸亀市教育委員会による許可でいいのですか。教育部でなくて。
事務局	はい、教育委員会でいいです。
委員	わかりました。
委員	53 ページの第 2 節第 1 項の調査・研究で史跡指定地のみならずと、いきなり出てくるが史跡指定地が一番大事なので史跡指定地内の調査研究とか文献とか絵図も含めて考古学的調査だけではないので、その本質が無くなっているのがまずいかなと。
事務局	わかりました、史跡指定地内について書きます。
委員	第 3 項は別に現状変更の取扱基準を第 3 節の通り定めて、それに基づいてしっかり保存していくと。具体的なものは第 3 節で出てくればいいのかと思います。
議長	他によろしいですか。
委員	54 ページ 2 基本方針で、石垣修理についてはとありますが、遺構の保存と利用者の安全の観点からやむを得ないものに限定してと書くと、感じ方の問題かもしれないが、遺構と人の命と天秤にかけてと読めるので、ドキッとするような文章かなと思います。やむを得ないものに限定と、必要最小限度の範囲と二つ同じことを書いている。石垣修理については石垣の危険度がとステップを踏んで、立ち入り規制をすとか、それでも危ないものは次に修理するというような段階的なことを書かれたらいいのではないのかなと思います。二つ天秤にかけていると思われる文章をどう直せばという事だが、石垣の修理については、上の文章で遺構の保存を最優先とし、と書いてあるので遺構の保存というのは省いて、石垣修理については利用者の安全確保を勘案しということだけでどうかなと思うのですが。変状が進んでいきなり修理

	<p>しますではなくて、段階的に経過観察をしながら進めていくわけですよ、対応しながら。</p>
委員	<p>上の方で遺構の保存を最優先とし、史跡の本質的価値の理解を高め景観の保全に配慮したと、むしろここに利用者の安全と景観の保全に配慮するとしたら、三番目の・石垣修理は…はいらないですかね。確かに先ほど言われた、遺構の保全と利用者の安全を天秤にかけたといわれたら。</p>
委員	<p>答えが無いですよ。</p>
事務局	<p>まず最優先で本質的価値が重要だけれども、利用者の安全や景観保全にも配慮する。次は必要最小限度の範囲にとどめるという風にします。</p>
委員	<p>上には～に限るとなっていますが。</p>
事務局	<p>では、消します。</p>
議長	<p>他にはいかがでしょうか。 次、第8章いきましょう。</p>
事務局	<p>第8章は活用の方向性と方法です。 活用の方向性としましては、本質的価値を来訪者が肌で感じることができるようと、先ほどの「くまなく」を外し、城内を移動できて、要は歴史を学べる史跡公園としての活用を第一に目指しているというところですよ。もう一つは、丸亀城跡は都市公園として地域の憩いの場、レクリエーションの場として広く市民に親しまれているので、遺構の保全を適切に図りながら、城内設備の更新・整備、便益施設の整備を行い、市民が愛し、誇りに思える場所とする。また30年度に石垣が崩落したことによって改めて丸亀城が心のよりどころであったと認識されたので、市のシンボルである丸亀市民の誇りとしての丸亀城の理解を更にさせていただくような活用を目指しています。 あと方法としては、第1項は歴史遺産としての活用という事で、大手一の門、二の門は特に正面玄関であるし、大手門と天守が見えるという全国で二つのお城しかないというところもあり、そういうところを積極的に発信したり、今現在、丸亀城重ね押しスタンプラリーというのをやっており、丸亀城を回遊しながら体感できるというようなこともやっています。また、ガイダンス機能を果たしている資料館では丸亀城や丸亀藩主ゆかりの文化財等を活用した展示とか、価値の多様性を活かして展示を行っています。また、三の丸に関しては工事期間中なので、修復の関係についての展示公開、今現在は復旧PR館も開館して、丸亀城のPRに努めています。また、その他活用としては、百名城のスタンプであったり、御城印もあり、来られる来場者にとって人気を博しているという事になっています。 第2項は地域資産としての活用で、本丸、二の丸、三の丸の曲輪群や下曲輪を中心とした市</p>

	<p>民の格好の散策地、子どもの遊び場、家族連れの行楽地、お城まつりなどのイベント会場となっております。結果、天守入場者をはるかに上回る人数が利用しています。二の丸は桜の木が随所に植えられていますので、春にはお城全体が桜まつりを開催し花見客で賑わっています。公園施設の維持・更新時には、遺構の適切な保存を図るとともに、関係部局との連携を深め、適切な植栽計画を行うという事をそこはもう一度再度検討していこうと思います。一番困っているのは内堀で、水質の変化、水質悪化と外来動物の繁殖などがありますから現状通り注意しながら活用を行っていきたいと思います。駅前や商店街から人を呼び込んで観光を図ろうとしているのですが、天守の10万人の入込観光客数では足りていない、また、お城に車で来て、そのまま帰っていくという事で、中心市街地の集客にはつながっていないという課題があります。</p> <p>また、第3項学校教育における活用は、市内の小学3、4年生には副読本がありまして、丸亀城の学習をしています。また、市内の小学校をはじめ、保育所、幼稚園、中学校に園外保育や遠足、部活動の場所として活用されていますが、それをきっかけに文化財としての興味を持てるように教育現場に働きかけたいと思います。また、学校行事の振替日を、他の土日と組み合わせで連続した学校休業日のキッズウィークで、丸亀城石垣復旧工事現場見学を行う予定としていましたが、コロナウイルスの影響で中止になってしまいました。</p> <p>第4項生涯学習（社会教育）における活用としては、「第3次丸亀市生涯学習推進計画」に基づき、「丸亀市民学級」というのを行い、丸亀城の歴史的な勉強をしたりとか、親善都市としては、来た子供たちが丸亀城の見学をしていますし、特に中高生のジュニアリーダークラブの活動場所になっていたりしています。そのような形で生涯学習に関してはPR館を含めて、出前講座とかもあり、いろんな形で活用という事を現在しています。</p> <p>第5項地域における活用は（観光・地域おこし）としては、かなり積極的な丸亀城の活用という事を産業観光課に行っていただいています。お城まつり、おもてなしイベント、キャスルロード、音楽ライブ、桜まつり、菊花展、時の記念日、八朔だんご馬など色々な文化がありますし、特に天守、石垣のライトアップは人気を博した事業となっています。城内観光案内所・お土産ショップ・うちわ工房「竹」などでは丸亀の伝統産業であるうちわの体験もありますし、ボランティアガイドであったり、吉本のお笑い芸人さんによるおもてなしというのもやっています。また、現在携帯電話からできる「よみがえる丸亀城」のアプリのコンテンツの活用という事も実際にやっています。</p>
議長	第8章の活用の方向性と方法について、ご意見があればお願いします。
委員	まず、項目の順番が45ページの現状と課題の所の順番と合っていないですね。45ページなら、歴史遺産、学校教育、生涯学習、地域資産の順番に対応していないのを並び直した方がいいです。
事務局	分かりました。

委員	<p>45 ページの課題が解決されるような方法になっていなければいけないのに、例えば 45 ページだと 4.地域資産としての活用の中に商店街の活性まで至っていないとか、ビューポイントの設定が必要であるとか書いてあるが、ここを見てもどうやって解決するかは書いていない。全部、表で整理すると課題を追ってどうやって行くのか、何が書かれていなくて、何が書いてあるか自分でチェックできるので、一回その対応をされた方がいいのかなと思います。これ、活用だけでなく保存のこの後の整備も含めて。一回全部見てください。</p>
事務局	<p>分かりました、表で分かり易くします。</p>
議長	<p>他に何かありますか。</p>
委員	<p>活用の方法の説明の中で課題のニュアンスが文章の端々に残っていたりするので、例えば 58 ページの 4 行目くらいの車で来て駐車はするがそのまま帰っていくので活性化につながっていないとか、これは課題の話でここは実際に実現するまでの方法としてこのようなことをしていると、この後の整備の方針のところ箇条書きされているような。その考え方としては、歴史資産であればガイダンス機能としては資料館やPR館がありとか、やっている事業報告を箇条書きするとか。その方がここで例示されている取り組みというのは、今後増えたり変わったりするはずなので、このように書くとこの取り組みしかやらないように見えるのであくまでここで挙がっている取り組み自体は方法論としての例示としてとする方が将来的にきちんと発展できる計画になるのかなと思いました。</p>
事務局	<p>そのようにします。</p>
議長	<p>一つは、課題は課題としてその欄に入れておくべきだと。もう一つは何でした。</p>
委員	<p>活用の場合だと、活用の具体例というのは今後色々変わっていく可変のものなので、限定するよりは、やっている事業はあくまで例示として箇条書きにする方がより汎用性があると思います。</p>
委員	<p>キッズウィークというのは、丸亀市ずっと続いていくものですか。</p>
事務局	<p>そのように聞いています。</p>
委員	<p>また丸亀市独自に取り組みではなく丸亀市独自の取り組みですね。石垣復旧というのはあと 5 年くらいですかね。計画としては。</p>
事務局	<p>計画では 5 年です。</p>

委員	この保存活用計画は10年計画ですよ。あと、58ページ一番上、内濠はこの字を使いますか。他は堀を使っているが。
事務局	土へんの掘です。
議長	他にありませんか。 第1～8章まで協議しましたが、前の方で、お気づきの点があればお願いします。
委員	前の先行する整備の基本計画との関係性なのですが、これを継承しながら、前の計画は一旦なくなるのですよね。
事務局	保存活用計画を作って継承していく形になります。
委員	是非お願いしたいのは前の整備基本計画の中で色々整備する項目が挙がっていたと思うが、何ができていて、何ができていないのかあるいは途中であるのか総括を一度して欲しい。多分、今回次回の基本計画を作っていくときにそれを踏まえてやっていかなければいけないので。意地悪な言い方をするとなんでできなかったのかということも総括してほしい。色々な事情があるので進捗率は半分もっていないですよ。この時代の整備基本計画なので。
事務局	一番進んでいるのは施設の撤去ですが、修理工事も思ったように進んでいません。
委員	それを分けて、これは○とか、これは×とかそれがないと次へ進めないような気がするの で。 もう一点、今日頂いた図2の保存活用計画の位置づけという概念図があり、オレンジと青の矢印で書いてあるのですが、オレンジは整合や連携と普段書いているものかなと思うのですが。市のマスタープランとか月間計画と連携するとか中身の整合ですよ。青はそうすると、どういう意味合いなのかということと、下にオレンジの両矢印があるので、これは連携・整合ではないですよ。この意味がちょっと分かりにくかったので。青は上位計画と下位計画という意味ですよ。
事務局	はいそうです。
委員	そこは明示した方がいいと思いますが。そうすると下の先行計画との関係が、矢印の説明があった方が分かり易いです。
委員	本文のところへいずれは入ってきますよね。本文の説明があって、この図がきて。矢印の説明もあった方がいい。

事務局	わかりました。
委員	先行計画の中に 3. 6. 7. 8…と抜き出してあるのはそれ以外の項目は関係ないという事ですか。
事務局	前の本文もそうですが、機械的に各計画の該当分を抜き出した形になります。
委員	それが分かるような形に。
事務局	分かるように項目立てます。
事務局	本文もいきなり数字が出てくるのでそれは抜き出していると分かると思います。要は該当部分の抜粋です。
委員	図 4 ですが、江戸時代の海岸線というか江戸時代でも埋め立てが進んでいるのですか。
事務局	一部、港の方は埋め立てして作っています。
委員	例えば築城時の海岸線とか、昔の海岸線とか分かるのであればそれを全部入れてもらったら。
事務局	なかなか難しいです。絵図で載っているところまでなら分かるのですが。
委員	今ほど埋め立てが進んでいないので、江戸時代はどのような周辺環境だったのかというのは分かればいいかなと思ったので。
事務局	それは図 12 の城下町図面、それには入れています。
委員	それは図 4 の青い線と合っているのですか。
事務局	図 4 はあくまで現在の埋め立ての進んでいる市域の図です。
委員	近代になってからの埋め立ての範囲ですか。
事務局	そうです。現状での海岸線です。図 12 だけは歴史的なもので現在の市街地図に江戸時代の海岸線を復元して青で塗ったものです。歴史的地図と言う意味ではないです。追加でいうと、図 12 の先ほどご指摘のあったように現史跡指定地内と計画対象範囲なんかをきちんと入れています。ただ、江戸時代の様子は図 12 で示している。



委員	北側に港があったのですね。
事務局	そうですね。二か所港があったのと、別に藩の港がありました。
委員	関連史跡とのネットワーク化というのは活用の中で必ず出てくるが、そういうネットワークになるような史跡の分布図というのは別にありましたか。
事務局	はい、これも市内の文化財という事で、図 13、一覧は表の方にもありますけれど。
委員	お城と直接係わるようなストーリーを作れるような、石切丁場もそうですが、港の遺跡とか関連の強いもののぱっとみて分かるようなもの。
事務局	そこまでは出来ていない。指定文化財の一覧だけです。
委員	時代は色々入っていますよね。
事務局	はい。
委員	16 ページに自然環境の項がありますが、多度津特別地域気象観測所の調べによると丸亀市の平成 29 年度の年平均気温は…とありますが、多度津は多度津で丸亀の気温を計っているわけではないので。平成 29 年度の年平均気温はとありますが、表を見ると 15～19 年度の 5 年間とある。色々な上位計画の定番で大体書いているので、それに合わせた正しいものに本文を書き直してください。
事務局	はい。訂正します。
委員	時間の関係でそろそろ終わりたいと思うのですが、全体を通してまだこなれていない。各文章の、例えば西暦をきちんと入れるとか、もう少し体裁も含めて整えて頂きたい。図面と表が全部別々になっているが、これも盛り込んで合体したものを作っていただいて。次回の前にはそれを検討する時間をとれるように送っていただけないですかね。
事務局	前は時間がなかったが、今回は図面を入れたものを送らせてもらうようにします。
委員	表紙の写真は変えてください。
事務局	次の委員会は 11 月に予定しています。9 月末から 10 月にかけて、保存活用計画（案）を作成してお送りしたいと思います。それについてご指導・ご意見等いただきまして、それを受け

	<p>て修正したものを次回委員会で審議いただければと思います。</p>
議長	<p>次回日程は今日決めた方が良くと思うが、決められないようなら、またメールで調整をお願いします。</p>
事務局	<p>最後に確認させてください。先ほどの天守耐震診断設置規約についてですが、丸亀城天守耐震対策事業に関することということに「(天守、天守石垣及び地盤)」を入れさせていただくということによろしいでしょうか。</p>
議長	<p>事務局にお任せします。</p>
事務局	<p>もう 1 点、石垣復旧工事の報告の中の資料 3 三の丸斜面のクラック対処報告書の中で増田先生からご指摘いただいた埋没石垣の可能な限り現地に残すとあって、当初を変更したということについて。石垣復旧専門部会でクラックが斜面から発見されたクラックをどうするかという見当の中で、クラックの谷側にあるところは掘削をして安全な地盤にしようということにまとまりました。その中で埋没石垣がそのまま前面にあったわけですがそれをどうするかという事でこの時点で埋没石垣がその斜面にあることで、それがどのように影響するか、危険なものでそれがあることでその斜面は危険なものなのか、それともあっても差し支えないものなのかという判断がその時点では判断できていませんでした。今もそうです。その時点で影響があるかどうか分からないものを取り外すかどうかという事で検討しました。ですので遺構として残すべきものは残す、しかし危険なものは取り除くというのではなく、安全か危険か分からないものを取り除くことが果たして大丈夫なのか検討したところ、やはりそこは取り除くべきだという事になりましたので可能な限り残すという中で、安全か危険か分からないものだが、やはりこれはクラックを取り除くという目的のために取り除かなくてはならないという事で方針を変更せざるを得ないという言葉を使わせていただきました。ですので、その下に一文で可能な限り残せるものは必ず残すという方針は変わっていないのでこの埋没石垣を取り除きましたが、しっかり記録保存を採り、遺構調査もしましてそれが斜面にあったとしても安全だと分かれば元に戻し、安全ではないと判断が付けば除いたままにするといった検討をまた今後したいと思います。このクラックの対処方針としては専門部会の中で、クラックをどうするかをまとめましたのでこの方針のまとめについてはこの文章でいきたいと思いますがどうでしょうか。</p>
議長	<p>どうでしょうか。</p>
委員	<p>結構ですけど。結果的に安全第一ですよという話だったので、あったものが危険か分からない、安全かどうかも分かってないわけですね。そういう時点で取り除くことにしたという事は基本方針を変えたということなのかという。</p>

委員	石垣修理の場合でもできるだけ本体の石垣は残すという基本方針を立てるが、実際解体していったら不安定なものが出てくれば当然追加で石を外しますよね。その時は基本方針の変更とは言わないという言い方もできる。
委員	それでもし支障が無くなれば外したものをもう一度元に戻すのですか。
事務局	そういったことも考えられます。
委員	処置については結論が付いていないという事です。
委員	要はあのままで文書は変更をしたくないという事です。
議長	よろしいですか。
	【了承】
議長	ではこれで閉会します。
	【閉会】